

第 18 章 要配慮者の安全確保計画

1 計画の概要

震災対策編第 2 編第 20 章「1 計画の概要」に同じ。

2 在宅の要配慮者対策

震災対策編第 2 編第 20 章「2 在宅の要配慮者対策」に同じ。

3 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者施設の避難確保計画の作成に際しては、町及び県が連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

① 防災体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進する。

(ア) 自衛消防組織の設置

防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等を考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

鶴岡市消防本部との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、鶴岡市消防本部、鶴岡警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、施設利用者の受け入れに関する災害協定の締結などにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確認に努めるとともに、災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。また、町は、社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

③ 防災教育、防災訓練の実施

職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、鶴岡市消防本部等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護

訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。また、あらかじめ保護者等との間で、災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

④ 施設、設備等の安全性強化

日頃から、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

⑤ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害に備えて、最低3日、推奨1週間分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

⑥ 要配慮者の受け入れ体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

② 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

4 DCAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備

震災対策編第2編第20章「4 DCAT（災害派遣福祉チーム）の体制整備」に同じ。

5 外国人の安全確保対策

震災対策編第2編第20章「5 外国人の安全予防対策」に同じ。